宮城県災害時交通マネジメント検討会
規約

（名称）

第１条　本会は、「宮城県災害時交通マネジメント検討会（以下、「検討会」という。）」と称する。

（目的）

第２条　検討会は、災害、事故等により幹線道路や鉄道が広範囲に被災し、長期間の交通ネットワーク途絶の恐れがある場合における幹線道路等の渋滞緩和を図るため、交通マネジメント及び交通需要マネジメントからなる包括的な施策の検討・調整等を行うことを目的とする。

（所掌事務）

第３条　検討会は次の事項について、検討及び調整、検証を行う。

１）　交通マネジメント施策の検討
２）　交通マネジメント施策の実施に係る関係機関との調整
３）　交通マネジメント施策の実施結果の検証
４）　その他、必要な事項

（組織）

第４条　本検討会は、別紙に掲げる委員等により構成する。

また、必要に応じ、市町村、公共交通事業者等の関係者の出席を求めることができるものとする。

（会長）

第５条　検討会には会長を置く。

１）　会長は、東北地方整備局仙台河川国道事務所長とする。
２）　会長は検討会を統括、招集する。
３）　会長に事故等がある場合には、会長があらかじめ指名した者がその職務を代行する。

（事務局）

第６条　検討会の運営に関わる事務を行わせるため、事務局を置く。

事務局は国土交通省東北地方整備局道路部道路計画第二課、仙台河川国道事務所調査課及び宮城県土木部道路課に置く。

（その他）

第７条　この規約に定めのない事項、疑義が生じた場合は検討会の承認を得て定めるものとする。

附則　この規約は、令和６年３月１３日から施行する。

別紙

令和7年度　宮城県災害時交通マネジメント検討会　委員名簿

	機関名	役　職
会長	東北地方整備局	仙台河川国道事務所長
委員	東北地方整備局	道路部　道路計画第一課長
委員	東北地方整備局	道路部　道路計画第二課長
委員	東北地方整備局	道路部　道路管理課長
委員	東北地方整備局	南三陸沿岸国道事務所長
委員	宮城県　土木部	道路課長
委員	NEXCO東日本　東北支社	管理事業部　調査役
委員	NEXCO東日本　東北支社	管理事業部　交通管理課長
委員	NEXCO東日本　東北支社	管理事業部　交通技術課長
委員	宮城県道路公社	建設部長
委員	宮城県警察本部	交通部　交通規制課長
委員	東北運輸局	自動車交通部　旅客第一課長
委員	東北運輸局	宮城運輸支局　首席運輸企画専門官
委員	宮城県バス協会	専務理事
委員	宮城県トラック協会	専務理事
委員	日本道路交通情報センター	東京事務所長
アドバイザー	東京大学	大学院工学系研究科　教授
アドバイザー	東北工業大学	大学院工学研究科　准教授